常陸太田市　市有地売払い

応募要項

常陸太田市総務部契約管財課

1　売払い物件

所在及び地番	地目	地積（㎡）	単価 （円／㎡）	価格（円）	物件 調書
山下町 4098 番	雑種地	3,251 ㎡ のうち 2,000 ㎡※	19,300	38,600,000	1

※地積 3,251 ㎡のうち、市道 1392 号線に係る部分を除きます（概算面積）。

※１筆約 2,000 ㎡での売払いを希望しますが、土地一部の購入も可能とします（５ページ：９その他　を参照）。

2　応募者の資格

応募ができる者は個人又は法人とします。

ただし、次の条件に該当する者は応募をすることができません。

①常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（平成 2 年 3 月 30 日告示第 21 号）及び常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止措置要領（平成 19 年 5 月 25 日告示第 72 号の 2）による指名停止を受けている者

②地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する者

③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

④地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった日から 3 年を経過していない者

⑤破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申し立てがなされている者

⑥会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（裁判所による更生手続開始又は再生手続開始が決定した者を除く。）

⑦当物件を宗教活動・政治活動のために活用しようとする者

⑧当物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項各号に掲げる風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用に供しようとする者

⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する者その他反社会的団体及びそれらの構成員又はそれらの者に当物件を供しようとする者

⑩当物件を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条に規定する廃棄物を処理するための用に供しようとする者

⑪無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）の適用を受ける団体若しくはこの団体に属している者及びこれらの者と取引の

ある者
⑫国税及び地方税を滞納している者
⑬応募書類に不備又は不正のある者
⑭その他、法令等の違反行為をしている者

3　応募にあたっての注意点

(1) 2名以上の連名（共有）による応募も可能です。
(2) 未成年者の応募は受け付けません。
(3) 次の目的で活用する場合は応募を受け付けません。
①宗教活動・政治活動のための活用
②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項各号に掲げる風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業のための活用
③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）２条第２号から第６号までに規定する者その他反社会的団体及びそれらの構成員が活動するための活用
④廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第２条に規定する廃棄物を処理するための活用

4　応募の方法等

市が指定する応募申込書（本応募要項に添付のもの）に必要事項を記入・押印のうえ、受付場所へ直接持参してください。
応募申込書の受付時に、受付番号通知書を配付します。
(1) 受付期間：令和８年 11 月 17 日（火）～令和８年 12 月 4 日（金）
・土曜日、日曜日、祝日は除く
・正午から午後 1 時までを除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
(2) 受付場所：常陸太田市金井町 3690 番地　常陸太田市役所 契約管財課（3 階）
・郵送・ＦＡＸでの申込受付はいたしません。
(3) 留意事項
①現状渡しとなりますので、応募者は必ず本応募要項の物件調書等をご参照うえ、事前に現地を確認してください。希望があれば現地案内をいたしますのでご連絡ください。
②応募申込書は正確に記入してください。
③この応募要項に記載がない事項及びその他疑義が生じた場合は、市において決定をさせていただきます。

5　当選者等の決定方法

1 筆約 2,000 ㎡での売払い希望者を優先とさせていただきます。
応募者が 1 名のみ（又は 1 法人のみ）の場合は、受付期間終了をもって当選者とします。
応募者が複数の場合は、公開抽選により当選者及び補欠者（当選者が辞退した場合、

繰上げ当選者となる。）を決定します。繰上げ当選となった場合は、該当者に別途連絡いたします。

（1）抽選会の日時・場所

日　時　　令和 8 年 12 月 11 日（金）　午前 10 時より

場　所　　常陸太田市金井町 3690 番地

常陸太田市役所　３階　契約管財課

（2）抽選会への出席

①抽選会には応募者又は代理人が必ず出席してください。ただし、代理人が出席される場合には委任状（任意様式）を提出してください。

②欠席者は、応募を棄権したものとみなします。

③抽選には、受付の際に配布した受付番号通知書が必要となります。

（3）抽選方法等

①抽選方法は、会場にてご説明いたします。

②補欠者の決定方法は、引き続き抽選を行い、補欠者の順位を決定します。

③当選者及び補欠者は、その権利を第三者に譲渡することはできません。

（4）契約説明会

当選者に対して抽選会終了後、契約手続きの説明を行います。なお、会場で契約に必要な書類をお渡しします。

また、応募者が１名のみ（又は１法人のみ）で抽選会を開催する必要がなかった場合は、契約管財課より、応募者に別途連絡、説明させていただきます。

６　契約の締結等

（1）当選者は、関係書類を添付のうえ、公有財産払下申請書を提出していただきます。

【添付書類：発効後 3 ヵ月以内のものに限ります】

①市町村税等の滞納がないことのわかる証明書

※本市に住所がなく、県外に住所を有する場合は国税、県内に住所を有する場合は国税及び茨城県税の滞納がないことのわかる証明書を添付してください。

②住民票抄本（個人のみ）

③資格証明書（法人のみ）

④印鑑証明（法人のみ）

（2）当選者（繰上げ当選者を含む）が必要書類を提出しない場合、又は、契約を締結しない場合は、当選者としての資格を取り消します。

７　土地代金の支払方法

土地代金は、売買契約締結と同時に市が発行する納入通知書により、契約保証金（土地代金の 10%）をお支払いしていただき、残りの全額を契約日より 30 日以内に一括して支払っていただきます。

８　所有権の移転等

（1）土地代金の支払いが確認された後に、常陸太田市普通財産売払事務取扱要項第31条第2項の規定に基づき、市において所有権移転登記を行います。併せて、同要項34条第2項の規定の基づき、5年間の買戻しの特約登記を行います。
（2）土地は、現状有姿の引渡しとなります。
（3）売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。
（4）不動産取得税は、買受者の負担となります。

9　その他

（1）土地の一部購入について
①土地の一部を分筆しての売払いも可能とします。ただし、残された市有地の有効利用の観点から、分筆した土地1筆での売払いに限らせていただきます。
②分筆費用は購入者負担となります。当選者が決定した後に分筆の手続きを行い、完了後に公有財産払下申請書を提出していただくこととなります。

市有地売払応募申込書

令和　　年　　月　　日

常陸太田市長　殿

申　込　者　　住所（郵便番号　　－　　）

氏名　　㊞

電話番号　　（　　）

携帯番号　　（　　）

生年月日　　年　　月　　日生

1　購入を希望する土地	Ｎｏ.1	山下町 4098 番地
2　分筆による購入希望の有無 （該当する事項に✓　）	□　希望する（購入希望面積：　　㎡） ※分筆による購入を希望する場合は、購入を希望する場所が確認できる図面（任意）を添付してください。 □　希望しない	
3　共有希望の有無 （該当する事項に✓　）	□　希望する □　希望しない	
4　共有者 （共有を希望する者のみ記入してください。）	住所	
	氏名	生年月日 年　月　日生